

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次	ページ
高知県教育長訓令	1
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	(4・1 揭示)
高知県人事委員会規則	3
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	(3・31 揭示)
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃)
◎特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	(〃)
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(〃)
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(4・1 揭示)
高知県人事委員会告示	5
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	(3・31 揭示)

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第3号

教育委員会事務局
教育機関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日(揭示済)

高知県教育長 田村 壯児

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程(昭和46年3月高知県教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「専決させることについて」を「専決させることに改めし」に改める。

第4条第1項第1号中「重要と」を「重要であると」に改める。

第8条第6号から第13号までを次のように改める。

- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この条において「推進法」という。)第3条第6項の規定による認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議に関すること。
 - (7) 推進法第8条第1項の規定による認定及び認定の取消しに係る関係機関への協議に関すること。
 - (8) 推進法第17条第4項の規定による高知市長からの協議に関すること。
 - (9) 推進法第17条第5項の規定による認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長への協議に関すること。
 - (10) 推進法第19条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
 - (11) 推進法第29条第1項の規定による変更の届出の受理に関すること。
 - (12) 推進法第30条第1項の規定による運営の状況の報告の受理及び同条第2項の規定に基づく報告の徴収に関すること。
 - (13) 高知県認定こども園条例(平成18年高知県条例第49号。第17号において「条例」という。)第5条第1項の規定による認定の辞退及び休止の届出の受理に関すること。
 - (14) 高知県認定こども園条例施行規則(平成18年高知県教育委員会規則第16号。以下この条において「規則」という。)第5条第1項の規定による施設が所在する市町村の長に対する申請の内容の通知及び同条第2項の意見書の受理に関すること。
 - (15) 規則第9条第1項の規定による再開の届出の受理に関すること。
 - (16) 規則第10条第2項の教育保育従事職員等資格特例証明書の受理に関すること。
 - (17) 推進法第28条及び第29条第2項並びに条例第5条第2項(規則第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供に関すること。
 - (18) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下この条において「支援法」という。)第31条第3項(支援法第32条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第32条第3項の規定による市町村長からの協議に関すること。
 - (19) 支援法第37条第2項及び第49条第2項の規定による連絡調整及び助言その他の援助に関すること。
 - (20) 支援法第40条第1項第2号の規定による特定教育・保育施設の運営に係る認定に関すること。
 - (21) 支援法第58条第7項の規定による教育・保育に関する情報の公表に関すること。
- 別表2の(2)の項中「訓令(」を「訓令の制定(」に、「もの」に限る。(3)において同じ)を「制定に限る」に改め、同表2の

(3)の項中「訓令」を「訓令の改廃(教育委員会訓令にあっては、軽易又は定例的な改廃に限る。)」に改め、同表中3の(22)の項を3の(23)の項とし、3の(21)の項を3の(22)の項とし、3の(20)の項を3の(21)の項とし、3の(19)の項を3の(20)の項とし、3の(18)の項を3の(19)の項とし、3の(17)の項を3の(18)の項とし、3の(16)の項を3の(17)の項とし、3の(15)の項を3の(16)の項とし、3の(14)の項を3の(15)の項とし、3の(13)の項を3の(14)の項とし、3の(12)の項を3の(13)の項とし、3の(11)の項を3の(12)の項とし、3の(10)の項を3の(11)の項とし、3の(9)の項を3の(10)の項とし、3の(8)の項を3の(9)の項とし、3の(7)の項を3の(8)の項とし、3の(6)の項を3の(7)の項とし、3の(5)の項を3の(6)の項とし、3の(4)の項の次に次のように加える。

(5) 再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りに関すること。	ア 教育次長及び参事に係るもの		○				
	イ 課長、企画監、副参事及び課長補佐等に係るもの		○				
	ウ 所属職員に係るもの			○			

別表5の(8)の項中「適当と」を「適当であると」に改め、同表6の(1)の項を次のように改める。

(1) 公益法人に関すること。	ア 公益認定及び公益認定の取消し	○				法務課長	県政運営上重要なものについては、副知事及び総務部長(保育
-----------------	------------------	---	--	--	--	------	------------------------------

					所を經營する法人に係るものについては、地域福祉部長を含む。)に合議する。保育所を經營する法人に係るものについては、福祉指導課長(地域福祉部福祉指導課長をいう。以下同じ。)に合議する。
イ 変更の認定		○		法務課長	保育所を經營する法人に係るものについては、福祉指導課長に合議する。
ウ 合併による		○		法務課	〃

地位の承継の認可					長
エ 公益法人に対する報告の徴収及び立入検査並びに措置勧告及び措置命令		○			法務課長 〃
オ 移行の認定及び認可並びに当該認定及び認可の取消し	○				法務課長 〃
カ 公益目的支出計画の実施完了の確認及び変更の認可		○			法務課長 〃
キ 移行法人に対する措置勧告及び措置命令並びに清算時の残余財産の処分の承認		○			法務課長 〃
ク 高知県公益認定等審議会への諮問等			○		
ケ 届出等の受理等			○		

別表11の(2)のアの項、11の(2)のエの項、12の(1)の項、12の(3)の項から12の(5)の項まで、12の(15)の項、12の(18)のキの項、12の(18)のクの(イ)の項、12の(18)のサの(イ)の項、12の(18)のシの項及び12の(18)のセの(イ)の項中「相当と」を「相当である」とに改め、同表12の(18)のハの項を次のように改める。

ハ	(ア)	○				別に指定するものについて
寄附金	1,000万円以上のも					

の						は、財政課長に合議する。 ※
(イ)300万円以上1,000万円未満のもの		○				〃 ※
(ウ)300万円未満のもの			○			〃 ※

別表12の(20)の項中「相当と」を「相当である」とに改め、同表14の(1)の項から14の(15)の項までを次のように改める。

(1) 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業(以下この項において「一時預かり事業」という。)の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出並びに一時預かり事業の廃止及び休止の届出の受理に関する事。			○			
(2) 一時預かり事業を行う者に対する報告の徴収及び立入検査(保育所又は幼保連携型認定こども園において一時預かり事業を行う場合の監査事務を除く。)に関する事。			○			
(3) 一時預かり事業を行う者に対する措置命令並びに事業の制限及び停止の命令に関する	○					福祉指導課長

こと。					
(4) 法第6条の3第13項に規定する病児保育事業（以下この項において「病児保育事業」という。）の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出並びに病児保育事業の廃止及び休止の届出の受理に関すること。			○		
(5) 病児保育事業を行う者に対する報告の徴収及び立入検査（保育所又は幼保連携型認定こども園において病児保育事業を行う場合の監査事務を除く。）に関すること。			○		
(6) 病児保育事業を行う者に対する事業の制限及び停止の命令に関すること。	○				
(7) 市町村からの保育所の設置並びに廃止及び休止の届出の受理に関すること。			○		
(8) 私立の保育所の設置の認可等並びに廃止及び休止の承認に関すること。	○				
(9) 保育所に係る最低基準維持のための監督（(10)に掲げるものを除く。）に関すること。			○	福祉指導課長	
(10) 保育所の設置者に対する事業の停止命令	○			福祉指導課長	

に關すること。					
(11) 県からの補助を受けた私立の保育所に対する予算変更及び職員の解職の指示並びに私立の保育所の設置の認可の取消しに關すること。	○				
(12) 法第35条第3項の届出をせずに市町村が設置した保育所等に対する報告の徴収及び立入検査並びに措置勧告に關すること。			○		
(13) (12)の保育所等に対する事業の停止及び施設の閉鎖の命令に關すること。	○				
(14) 認可外保育施設（法第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下この項において同じ。）に係る事業の開始の届出、当該届出事項の変更の届出並びに当該事業の廃止及び休止の届出の受理並びにこれらの届出事項に係る当該認可外保育施設の所在地の市町村長への通知に關すること。			○		
(15) 認可外保育施設の設置者からの当該認可外保育施設の運営の状況に係る報告の受理等に關すること。			○		

別表14の(17)の項中「(1)」を「(7)」に改め、同表備考2中「適当と」を「適当であると」に改め、同表備考3及び備考4中

「3の(3)、(4)及び(7)から(9)まで」を「3の(3)から(5)まで及び(8)から(10)まで」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第14号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項1種の欄中

「東京事務所長」

を

「東京事務所長

産学官民連携センター長」

に改め、同項3種の欄中

「幡多児童相談所長」

を

「中央児童相談所市町村支援専門監

幡多児童相談所長

産学官民連携センター副センター長」

に改める。

第5条の2第1項の表中

「

5級地	宮城県	仙台市
6級地	香川県	高松市

を

「

5級地	宮城県	仙台市
	埼玉県	行田市
6級地	福井県	福井市
	香川県	高松市

」

に改める。

別表第1の8の表中「人事委員会の」を「人事委員会が」に改

め、同表の16を次のように改める。

16 急傾斜地の茶園の管理等の作業に従事する職員の特殊勤務手当（急傾斜地作業手当）

支給の対象

農業技術センター茶業試験場に勤務する職員が、急傾斜地の茶園の管理のため、動力による摘栽機、せん枝機等の機械を使用して行う作業に従事したとき。
--

別表第1の22の表中「建設検査課」を「技術管理課」に、「人事委員会の」を「人事委員会が」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第15号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表知事部局の項中

「東京事務所長」

を

「東京事務所長

産学官民連携センター長」

に改め、「水産試験場長」を削り、同表の1の表収用委員会事務局の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第16号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(昭和45年高知県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「四万十市川登300」を「四万十市川登299」に改め、

「	安芸郡馬路村443	馬路村役場	2級	」
---	-----------	-------	----	---

を削り、「幡多郡黒潮町拳ノ川1769」を「幡多郡黒潮町拳ノ川46-1」に改める。

別表第2の表中「四万十市西土佐江川崎247-3」を「四万十市西土佐江川崎151-3」に改め、

「	長岡郡大豊町中村大王3523	農業技術センター山間試験	」
---	----------------	--------------	---

「	- 7	室	」
---	-----	---	---

を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第17号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和45年高知県人事委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の出先機関の項中「事務長」を「事務長 センター長 副センター長」に、「場長(所内事務所の場長を含む。)」を「場長(所内事務所の場長を含む。) 参事 プロジェクトマネージャー」に、「課長補佐及びプロジェクトマネージャー」を「及び課長補佐」に、「療育福祉センターのセンター長、副センター長、事務局長及び部長」を

「療育福祉センターの事務局長及び部長

中央児童相談所の市町村支援専門監

」に改め、「大阪事務所のプロジェクトマネージャー」及び「農業技術センターの山間試験室長」を削り、同表教育委員会の事務局の本庁の項中「参事 課長」を「課長」に改め、同表教育委員会の教育機関の県立学校以外の項中「館長」を「館長 専門企画員」に、「資質向上システム担当」を「資質向上研修・システム担当」に改める。

」

」に改め、「大阪事務所のプロジェクトマネージャー」及び「農業技術センターの山間試験室長」を削り、同表教育委員会の事務局の本庁の項中「参事 課長」を「課長」に改め、同表教育委員会の教育機関の県立学校以外の項中「館長」を「館長 専門企画員」に、「資質向上システム担当」を「資質向上研修・システム担当」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第18号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管

理職員等の範囲を定める規則(昭和41年高知県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1安芸市教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表南国市教育委員会事務局の項中「課長」を「教育次長 課長 対策監」に改め、同表南国市教育委員会小学校の項、南国市教育委員会中学校の項、土佐市教育委員会小学校の項、土佐市教育委員会中学校の項、須崎市教育委員会小学校の項及び須崎市教育委員会中学校の項中「教頭」を「教頭事務長」に改め、同表宿毛市教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表土佐清水市市長部局本庁の項中「秘書広報係長」を「秘書係長」に改め、同表四万十市教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育長 教育次長」に改め、同表香南市教育委員会給食センターの項を削り、同表いの町町長部局本庁の項中「総務課総務係長」を「総務課副参事(総務担当)」に改め、同表いの町教育委員会事務局の項中「教育次長 課長」を「教育次長」に改め、同表いの町教育委員会少年育成センターの項を削り、同表構原町教育委員会の項中

「

「

」

を

「

」

に改め、同表日高村村長部局本庁の項中「課長」を「課長 検査監 参事」に改め、同表黒潮町教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。

」

」

」

」に改め、同表日高村村長部局本庁の項中「課長」を「課長 検査監 参事」に改め、同表黒潮町教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第4号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の1級の知事部局の項中
「一等航海士（6等級）」

を
「一等航海士（6等級）
一等航海士（7等級）」

に改め、同表の3級の教育委員会の項中
「司厨長」

を
「司厨長
専門員」

に改め、同表の3級の各事務局の項中
「主幹」

を
「主幹
専門員」

に改め、同表の4級の海区漁業調整委員会事務局の項中「次長」を「事務局次長」に改め、同表の5級の知事部局の項中「船長（3等級）（小鷹（漁業取締船）船長に限る。）」を削り、同表の6級の知事部局の項中

「学園長」
を
「学園長
市町村支援専門監
副センター長」

に改め、同表の6級の海区漁業調整委員会事務局の項中「局長」を「事務局長」に改め、同表の7級の項中

監査委員事務局	事務局次長
---------	-------

を

議会事務局 監査委員事務局	事務局次長
収用委員会事務局	事務局長

に改め、同表の8級の項中

「

議会事務局	事務局次長
労働委員会事務局 収用委員会事務局	事務局長

」

を

「

労働委員会事務局	事務局長
----------	------

」

に改め、同表の9級の知事部局の項中

「東京事務所長」

を
「東京事務所長
産学官民連携センター長」

に改める。